2006/12/4 国土交通省広島PFIセミナー

PFI事業の更なる効果のために

鳥取大学地域学部 光多長温

はじめに

1. 現状

- ①現在、PFI事業は件数は増加、一般化しつつある。
- ②また、様々な方式も現出、ほぼ日本版PFIの形は定着しつつあるかの感がある。

2. 疑問

- ①しかし、日本版PFIは、本当に今の姿で良いか。
- ②イギリスが新たなPFIのあり方をほぼ実現しつつある。また、 フランスが2004年からフランス版PFIを立ち上げている。
- ③常に、次の観点を持つことが必要。
 - (1)日本版PFIの姿はこれがベストか。
 - (2)真に、目的を達しているか。
 - (3)使い勝手は良いか。
 - (4)更なる効果をあげるにはどうしたら良いか。

5つの論点

- 1. 真に、Valueが発生しているか?
- 2. 事業プロセスは効率的かつ簡素か?
- 3. 真に相応しい民間事業者が選ばれているか?
- 4. 破綻への備えは十分か?
- 5. Private FinanceはInitiativeを取っているか?

1. 真にバリューが発生しているか?

- 1. わが国におけるVFMの計算について
 - ①真に行政コストが検出されているか。
 - ②議論の対象となっているか。
 - ③公共部門からの反論の場は。
- ④「PSC×一定割合に民間事業者のIRR を加味したもの=LCC」となっている ケースが多いのが現実。
- 2. 延払いもValueの一つか。

- 1. VFMはいかなる方式で事業を行う のが適当かの行政内部の指針。
- 2. 従って、(技術的なことや市場動向は専門家のアドバイスを受けつつ、行政自らが作成することが必要
- 3. これを叩き台にしていかなる方式 で実施するのが良いかを検討すべき もの。



- 2. PSCとLCCPFIとで行政当局のVFM計算を 議会で議論。いかなる方式がもっとも望ましい か、真に行政は効率が低いのかについて議論。 ⇒VFM計算は議論の素材
- 3. 延払いについては、公的債務との議論。

- 1. フランスでは、従来方式かPFI方式化の判断基準は、事業の性格により判断。
- 2. この背景には、イギリスと異なりフランスは CCTの経験がなく、PSC把握の経験不足が あること、VFMの機能を発揮させる制度的 蓄積がないことがあると考えられる。
- 3. VFMは参考数値として計算。
- 4. 延払い債務については、極めて慎重な対応。

2. 事業プロセスは効果的かつ簡素か?

- 1. 事業プロセスは膨大な提出書類と形ばかりのヒアリングとなっていないか。
- 2. 民間事業者の応募負担が過大になっていないか。Q&Aは効果的に行われているか。予定価格問題はクリアされているか。
- 3. 契約書等の標準化等による事業プロセスの簡素化が進展しているか。
- 4. コンサルフィー等の市場が合理的となっているか。

- 1. 事業プロセスは行政、民間双方にとって 満足すべきプロセスであることが必要。
- 2. 「行政の考え方を理解してもらうこと」と 「民間の応募コストの最小化」を実現す べきもの。
- 3. 行政と民間とが対話を行い、意思疎通を 図ることが必要(競争的対話と段階審査の 違い)。
- 4. 契約書等のドキュメントも標準化が必要 (標準化により複雑なケースへのより良き 対応)。
- 3. コンサルフィー価格の適正化を図ることが必要。

- 1. EUとの間で事業者選定プロセスに関する競争的対話(Competitive Dialogue)方式について合意。
- 2. 応募者を絞り込んで(Short List)これと対話を重ねつつ最優秀者を選定。BAFOにより条件確定を行う。
- 3. この中で行政サイドの考え方、民間サイドの考えが絞り込まれていく。
- 4. 財務省主導で契約書等の標準化を推進。
- 5. 応募者コストも最小化。

- 1. フランスでも(複雑性案件について)競争的対話を実施。
- 2. 行政と民間との意思疎通レベルが向上。
- 3. 行政、民間双方にとって満足すべきプロセスとなりつつある。
- 4. 競争的対話と審査基準との整合性についての議論あり。
- 5. 契約書は簡素、かつ標準化も推進中。

3. 真に相応しい民間事業者が選ばれているか?

- 1. 膨大な提出書類と外部審査委員会による形ばかりの審査となっているケースはないか。
- 2. 民間事業者の提案内容が真に評価さ
- れ ていないケースもあり。
- 3. 質と価格のウェイトは適性か。
- 4. 提案されている価格についての評価は明確に行われているか。

- 1. 日本型の競争的対話を導入することによる行政と民間との相互理解と応募コストの最小化を図ることが必要。
- 2. 選定サイドの質を向上させることが必要。
- 3. 競争的対話においては、行政の役割が大きく成る。
- 4. 提案された価格と内容との整合性の審査を明確にすべき。

- 1. イギリスは行政と民間との競争的対話 意思の疎通を図り、簡素化と同時に効率化を 増大させつつある。
- 2. 絞り込んでBAFOを実施することにより落選者も納得している傾向。
- 3. 選定委員会は行政と関係者とで組成、外部委員会が選定するケースは稀。
- 4. 質と価格については、質を重視する傾向にあり。但し、イギリスと日本の歴史的相違、及び財政状況の相違に留意する必要あり。

- 1. フランスでは、民間との意思の疎通はかなり向上。
- 2. 最終まで残った民間事業者に対する応募コストの支払いルール制定の議論あり。
- 3. 選定委員会は基本的に、行政と関係者とで組成、外部委員会は基本的にない。
- 4. 質と価格についてのウェイトは質にウェイトを移す方向。

4. リスク・破綻への備えは十分か?

- 1. 最近の失敗事例ショックからの行政の態度の変化。
- 2、失敗回避への準備
 - ①公共性の確認が大前提
 - ②議会承認リスクの回避問題
 - ③工事リスクは第一次的には公共の責
- 任、民間事業者への求償
 - ④ファイナンスの機能

- 1. 実施方針段階において、考えられるリスクを摘出し、これをクリアする。
- 2. 本来、VFM検討の役割。
- 3. 適正な行政と民間とのリスク分担と対話方式による処理。
- 4. 事故が発生した時は、第一次的責任は行政が取る。⇒失敗の原因の 追究⇒対策の検討。
- 5. 破綻ショックにより本来の筋を曲げないこと。

- イギリスでは、VFM検討の際に考えられるリスクを検討、保険コンサルも含めてこれを処理を検討。
- 2. PFIは本来行政直接事業の場合のリスク回 避が目的。
- 3. 契約書の大部分がリスク分担。但し、Step in Rightは余り機能せず。

- 1. フランスでは、リスクが発生したときの解決 のプロセスが契約書で決められる。
- 2. 協議の場、協議する人、訴訟費用等を明確に規定。

5. Private FinanceはInitiativeを取っているか?

- 1. PFIは、公共、民間事業者、金融機関の 三位一体スキーム。
- 2. 金融機関がプロジェクト・ファイナンスとしてのリード役、調整役であることが必要。
- 3. 早期よりの参画、事業スキームへの意思表明が必要。
- 4. 最近、金融機関の競争が激化。但し、様々な金融スキームが進展。
- 5. パブリックファイナンスの増加。
- 6. 最近の金融情勢



- 1. 金融機関の役割の明確化。
- 2. 事業に相応しい金融スキームの 構築(過剰金融、不必要な金融ス キームの排除)
- 3. 更なる金融スキームの構築。
- 4. 直接契約の有効化。

- 1. イギリスは様々な金融スキームが構築・進展。
- 2. 競争の激化⇒スプレッドの縮減。
- 3. リスクの安定化と金融機能の多様化・分散化。
- 4. シニアデット、メザニンデット、エクイティ等多様なファイナンスの発展。
- 5. 公共のファイナンスへの積極的関与
 - ・シニア・デット調達競争
 - ・エクイティ調達競争
 - ・公共ファイナンス 等
- 6. リファイナンス・コードは定着、一段落。

- フランスでは、イギリスに比べて金融機能は やや低い。直接契約も締結しないケースもあり。
- 2. しかし、大銀行を始め、一定の役割。

わが国PFI制度のより効果的な方法へ

- 1. 行政が当事者意識を持つこと
 - ·VFM評価、審査は行政の本来業務
 - ・外部技術を活用しつつ自らが当事者意識を持つこと
- 2. プロセスの効果化
 - ・応募者・選定側双方が簡素で双方理解を深めた実質的なプロセスを 選択すること
- 3. 民間も積極的に意思表明
 - ・民間も「民間でやれること」「応募条件」「具体的提案内容」を積極的に 行政に知らしめること
 - ・官民意思疎通の向上
- 4. 真のVFMを
 - •PFIは行政と民間とが双方の理解を深め真のVFM向上を目指すもの。
 - ・行政・民間・ファイナンスが一体となったスキーム構築を